平成２６年9月１９日

オープンカウンタ公告

１　オープンカウンタ番号　　　オ２６０９１９

２　件　名　　　　　　　　　　訓練用機器（高速精密切断機一式）の購入

３　案件の提示場所

ホームページにて提示及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校１号館１階　経理課前掲示板にて掲示することとする。

４　競争参加資格

見積書提出期限までに、平成２５・２６・２７年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の**「物品の製造」**又は**「物品の販売」**で営業品目**「一般・産業用機器類」**、**「電気・通信用機器類」**、**「精密機器類」**のいずれかの「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

５　仕様説明会の有無　　　　　無

６　見積書の提出期限、提出場所、提出方法等

（1）期　　　限：平成２６年１０月６日（月）　正午まで

（2）場　　　所：職業能力開発総合大学校　経理課　見積書投函箱
［〒187-0035 東京都小平市小川西町２－３２－１］

（3）方　　　法：持参（上記期限内における平日の、１０時から正午まで及び１３時から１６時まで。）
又は
郵送（書留郵便に限る。上記期限内必着。封筒表に「オープンカウンタ見積在中」と朱記。）

（4）見積書の様式：オープンカウンタ参加者の自社の見積書（任意様式）とする。なお、次の枠内①～④の事項を必ず記載すること。

①オープンカウンタ番号 ②調達件名、 ③金額（税抜金額）、 ④金額の内訳（見積書に記載できない場合は、別紙として添付）

（注意１：見積書の日付は提出日）
（注意２：見積書の提出時には、必ず全省庁統一資格の写しを添付すること）
（注意３：見積書には、必ずオープンカウンタ参加者の連絡担当者の名刺を添付すること）

７　見積結果の開披日及び場所

（1）日時：平成２６年１０月１０日（金）午後1時　から１週間

（2）場所：職業能力開発総合大学校　経理課（閲覧方式。ただし、契約予定者には別途通知）

８　契約書等提出の有無　　請書(案)、談合等の不正行為に関する特約条項（案）（別添）

９　問い合わせ先　　　職業能力開発総合大学校　経理課　経理第３係
電話：042-346-7615　　FAX：042-346-7250

10　その他

見積書の提出に当たっては、オープンカウンタ方式参加心得書を熟読すること。
http://www.jeed.or.jp/information/download/opencounter.pdf

収入印紙

貼　付

請　　書（案）

平成２６年　　月　　日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
　契約担当役校長　古川　勇二　殿

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

契約金額　￥　　　　，　　　－
（内消費税及び地方消費税の額￥　　，　　　－）

内　　　容	数　量	単　価	金　　額	備　　考
訓練用機器（高速精密切断機一式）の購入	一式	－	円	

上記の役務等の提供については、次の各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

１　納品場所　　　職業能力開発総合大学校指定場所

２　納　　期　　　平成２６年１２月２５日（木）

３　物品の品質、構造、形状、寸法等はすべて指定（仕様書）のとおりであって、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）の検査に合格したものでなければならない。

４　次の各号の１に該当するときは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、違約金として当該契約金額の１００分の１０に相当する金額を納付すること。ただし、情状によりこの違約金を減額し又は免除することがある。
（１）期限内に合格品の納入が完了しないとき。
（２）検査の際に検査員の職務遂行を妨げ、又は不正の行為があったとき。
（３）受注者から解約を申し出てこれを認めたとき。

５　物品の所有権移転後一年以内にその物品にかくれた瑕疵又は指定に適合しないものを発見したときは、機構の係員の指示に従って、他の指定した品質等に適合する物品と引き替え、又は修理し若しくは機構契約担当役において算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。

６　期限内に合格品を納入しない場合は、天災地変その他受注者の責に帰し難い事由を除き、遅滞金を徴し、延期許可することがある。遅滞金は契約金額のうち履行遅滞に係る部分に相当する金額について年５％の割合とし、履行期限の翌日から納入の日までの日数により計算した金額とする。ただし、その遅滞金に１００円未満の端数があるとき、又はその総額が１００円未満であるときは、その額を徴収しないことができる。

談合等の不正行為に関する特約条項（案）

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校　契約担当役校長古川勇二（以下「甲」という。）及び ＿＿＿＿＿＿＿＿ （以下「乙」という。乙が共同企業体である場合にあっては、構成員を含む。）が、平成２６年　　月　　日付けで締結した「訓練用機器（高速精密切断機一式）の購入」の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を締結する。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第１条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 13 項若しくは第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第２条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、本契約が単価契約又は契約期間が複数年度にわたる契約である場合には、それぞれ契約期間内において支払う金額の総額を契約金額と見なす。）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第 66 条第 4 項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確

定したとき。

三　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 13 項又は第 16 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四　乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 3 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき乙に請求することを妨げるものではない。

3　前各項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

（違約金に関する遅延利息）

第３条　乙が前条に規定する違約金及び第２項に定める損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5% の割合で計算した額の支払い遅延利息を甲の請求に基づき支払わなければならない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成２６年　　月　　日

甲　　東京都小平市小川西町２－３２－１
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長　　古　川　　勇　二　　㊞

乙

㊞

訓練用機器（高速精密切断機一式）の購入
仕　様　書

平成２６年９月

独立行政法人　高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校

1　概要

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　職業能力開発総合大学校（以下「職業大」という。）は、職業能力開発促進法に基づき設置された、厚生労働省所管の大学校である。今般、職業大では、学卒者訓練、指導員養成訓練、指導員研修等の訓練や研究・開発において使用する機器を仕様書のとおり導入する計画である。

なお、本仕様書に示す機能・性能等は、主要事項のみを示したものであり、本仕様書に明記されていない事項がある場合においても、導入する機器が正常に稼働するために必要な機能・性能等は備えているものとする。

2　要求要件

（1）基本要件

イ　中古品及び改造品は不可とし、メーカーのカタログに掲載されている市販品であり、かつ信頼性が高く最新のものが望ましい。

ロ　導入後、アフターサービス体制等を有するものとする。

ハ　主要な地域にメーカーのサービス拠点を有し、導入機器の障害・修理等に対して迅速に対応できるメーカー製品であること。

（2）詳細要件

高速精密切断機１式

（平和テクニカ　ファインカットセフティ３１型汎用タイプ　または相当品）

以下に示す装置構成及び機能を有すること。

［機器詳細］

イ.　標準切断能力　○□パイプ材 20mm 以上
●■ムク材 15mm 以上
■■板材 5mm×80mm 以上

ロ.　ワークテーブル移動　手動式 130mm 以上

ハ.　バイス口開き　スライド式

ニ.　バイス能力　0～80mm 以上

ホ.　バイスクランプ　ダブルクランプ方式

ヘ.　主軸回転数　3000(50Hz)/3600rpm(60Hz)以上

ト.　切断砥石径　Φ160mm・Φ150mm/φ25.4mm が使用できること.

チ.　主軸動力　AC100V・単相・4P・400W

リ.　電源スイッチ　サーマル付低電圧保護スイッチ

ヌ.　クーラントポンプ電源　AC100V・単相/10W

ル.　タンク容量　4.5 リットル以上

ヲ.　機械の大きさ　450mm×720mm×430mm(幅×奥行×高)

ワ.　機械重量　54kg

カ.　砥石交換補助　砥石交換用主軸ストッパ機構を有すること.

ヨ.　付属品　100mm 突当ストッパー付スケール１式、
テスト用切断砥石１セット、
カニメスパナ１本、
ファインクール 250cc ボトル１本、
ペーパーフィルタ１セット

3　設置場所及び運用
（１）設置場所
　イ　施設名　職業能力開発総合大学校
　ロ　所在地　〒187-0035　東京都小平市小川西町2-32-1
　　　　　　　TEL：042-341-3331
　ハ　設置場所　4号館　2階・電気・電子情報工作実習室
　ニ　エレベータ　㊒・無

（２）設置環境
　前記設置場所の平面図、電源設備等は、別添資料を参照のこと。
　導入する工作機器が、設置環境の条件に適合しない場合は、受注者側で必要な措置を取るものとするが、工事条件等については、当該訓練施設（以下「施設」という。）と十分協議することとし、壁の取り崩し等大幅に外観を変える工事は認められないものとする。
（３）安全対策
　機器等は、機械的、電気的及び電磁的に人体等への危険のない構造であり、労働安全衛生規則関係法令に則った安全対策を講じること。
　また、通常の使用環境において、放電、雑音電圧等が混入しても容易に誤動作しないこと。

4　搬入、据付、稼働調整及び動作確認
（１）導入完成期限（下記５の導入後研修まで終了すること。）
　平成２６年１２月２５日
（２）工程表の作成
　受注者は、契約締結後、速やかに施設の担当者と機器の搬入、据付、稼働調整及び動作確認等のスケジュール調整を行い、機器の搬入等の工程表を施設の担当者に提出すること。
（３）搬入、据付、稼働調整及び動作確認等
　イ　受注者は、本導入機器の搬入、据付、稼働調整及び確認を自らの責任と負担で行うこと。
　ロ　機器の搬入に際し、荷役機械等を落札者の手配により準備すること。
　ハ　機器の搬入時には、養生を行うこと。また、搬入口の対象となる経路、その他損害の恐れのある場所についても養生を行うこと。
　　なお、搬出入に際し発生した不用品についても廃棄を行うこと。
　ニ　同時期に施設の改修工事及び機器等の移設作業が実施されていることから、関係業者との調整が必要となること。

5　導入後研修及びマニュアル等の作成提供
（１）導入後研修及びマニュアル等の作成
　受注者は、導入後の研修計画を作成し、施設の了承を得、施設において研修が行える環境を整備すること。
　なお、導入後１ヶ月間は機器の運用に関する相談に対し即応できる体制を整備すること。
（２）操作マニュアル等の作成及び提供
　受注者は、機器の利用、運用に必要な日本語マニュアル等を各機器毎に自らの負担で用意すること。

6　完成検査
　完成検査は、機器の搬入、据付、稼働調整及び動作確認終了の際に、総合動作状態、性能評価、関係書類等について、上記の設置場所において、検査員が受注者立会いの上で行うこと。
　精度検査の項目はＪＩＳに定められた項目から設置された状況で実施できるものを抽出し、実

施するものとする。
　また、機器の全部又は一部に不合格を生じた場合は、受注者による補修等を行い、再検査を行うこと。

7　保証等
　受注者は、機器の引渡し完了の翌日から、以下の事項について行うものとする。
　なお、保証等に関する本規定は、受注者の担保責任、その他の契約法上の責任を排除するものではなく、発注者は債権者としての権利を留保するものとする。
（1）機器の安定的な運用を担保し得る体制の確保
（2）本仕様書に定める技術的支援等を十分に実施し得る体制の確保
（3）本仕様書に定める性能の維持、運用要件を満たす体制の確保
（4）機器の運営、機能向上等の各種相談に対する一元化された窓口の確保
（5）引渡しから１年以内の受注者及び製造者側に起因する欠陥、故障については、受注者において無償で対応すること。

8　その他
（1）導入機器に必要となる付属品について
　イ.　標準工具、取扱説明書は必ず添付すること。
　ロ.　訓練に使用する上で、支障が発生しない状態での付属品を提供すること。
　ハ.　導入時の稼働調整及び動作確認に必要となるものは、別途用意すること。
　ニ.　付属品については、品名及び数量の一覧を作成し、定価証明に添付すること。
（2）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境に配慮した物品を納入するように配慮すること。

9　別添資料等
（1）資料１　　建物配置図
（2）資料２　　実習場平面図
（3）資料３　　コンセント設備図

＊ 設置環境（機器の搬入口、経路等）について、図面資料のみでは不明確な場合は、実際の現場を確認すること。その際は、上記３（１）施設の担当者あて事前に連絡すること。

資料1　　建物配置図

	建物	主な用途
①	1号館	管理棟(管理・事務担当配置)及び会議室
②	2号館	建築系(1、2階)及び電子・情報系(3～5階)の実験・実習スペースと図書館(6、7階)
③	3号館	講堂(階段教室:1階)、教室と建築系(3階)及び機械系(2階の一部)の実験・実習スペース
④	4号館	電気系(1階の全部と2階の一部と3階)、電子・情報系(2階)及び一般教養(4階)の実験・実習スペース
⑤	5号館	電気系の実験・実習スペース
⑥	6号館	機械系の実験・実習スペース
⑦	7号館	建築系(1階の大部分)、電気系(1階の一部と2階の一部)、電子・情報系(1階の一部と2階の一部)の実験・実習スペース
⑧	8号館	機械系の実験・実習スペース
⑨	9号館	体育館(1階)、学生ホール(1階)及び医務室・相談室(2階)
⑩	共用棟	共用教室(1階の一部)と機械系(1階の一部)、生産管理系(1階の一部)の実験・実習スペース及び研修用教室(2階の一部)
⑪	学生寮	ー

資料２　実習場平面図（４号館２階電気・電子情報工作実習室）

凡例（全館共通）

既存盤	
▨	電灯分電盤
⋈	動力分電盤
▢	屋内消火栓
新設盤	
▨	電灯分電盤
⋈	動力分電盤

特記なき配管・配線は下記の表による（既存設備にも適用する）

配管・配線		電線類	露出・隠蔽・立上り	露出・床・立上り
—/—	- -/- -	EM-IE 1.6×2	電線管（E19）	金属モールA型
—-—	- - - -	EM-IE 1.6×3	電線管（E19）	金属モールA型
—//-//—	-//-//-	EM-IE 1.6×4	電線管（E25）	金属モールA型
—//-///—	-//-///-	EM-IE 1.6×5	電線管（E25）	金属モールB型
—///-///—	-///-///-	EM-IE 1.6×6	電線管（E25）	金属モールB型
—/—	- -/- -	EM-EE-F 1.6-2C	電線管（E25）	金属モールA型
—-—	- - - -	EM-EE-F 1.6-3C	電線管（E25）	金属モールA型
—//-//—	-//-//-	EM-EE-F 1.6-2C×2	電線管（E31）	金属モールB型
—//-///—	-//-///-	EM-EE-F 1.6-3C+2C	電線管（E31）	金属モールB型
—///-///—	-///-///-	EM-EE-F 1.6-3C+2C	電線管（E31）	金属モールB型

凡例（全館共通）

既存柱・壁に取り付けるコンセント類は、
天井隠ぺい以外は全て露出とする。

天井内コロガシ
▽天井
例：
金属モールA型
天井内まで立上げ以降、VVFコロガシ
300
▽FL
金属モール用コンセントBOX
（浅型、A・B型共用）
コンセント　2P 15A,E付,2ヶロ

	設計	検図	製図	担当	特記	件名	図面内容	図面番号
検図 '00.00.00 製図 '00.00.00						職業能力開発総合大学校（小平キャンパス）改修工事 電気設備工事	４号館　2階コンセント設備平面図（改修） 縮尺 A1:1/100、A3:1/200	枚ノ内 区分 電気設備図